固定資産税等各種制度

しっかり確認 正しく納税

市は、1月1日現在、市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成23年度の固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

固定資産税に関する閲覧・縦覧制度

23年度分は4月1日から

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度についてお知らせします。

問合せは資産税グループ（0798・35・3269）、塩瀬・山口地区は北部税務チーム（0797・61・0048）へ。

4月1日から　固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に登録された自己の資産に関する内容（評価額など）を確認できる制度です。借地人や借家人等も関係する固定資産について確認することができます。

平成23年度分の固定資産課税台帳の閲覧期間などは左表のとおりです。また、4月1日～5月31日は、課税台帳の写しを閲覧時に無料で受け取れます。

なお、課税台帳の内容は5月に送付する納税通知書に記載予定です。

4月1日～5月31日　土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、自己の土地・家屋の評価額と、他人の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

縦覧期間などは上表のとおり。

《平成23年度分固定資産税に関する閲覧・縦覧制度》

	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
期間	4月1日以降の午前9時～午後5時半	4月1日～5月31日の午前9時～午後5時半
場所	資産税グループ（市役所本庁舎2階）北部税務チーム（塩瀬・山口支所内）	
対象	・固定資産税の納税義務者 ・借地人 ・借家人 ・破産管財人など （それぞれ代理人も可）	・固定資産税の納税者（代理人も可）
必要なもの	固定資産税の納税義務者・納税者は運転免許証や住民基本台帳カード、前年度分の納税通知書など本人確認ができるもの。代理人の場合は必ず委任状持参を。相続人は相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）、借地・借家人等は賃貸借契約書など権利関係を証明できるもの	

◆固定資産課税台帳登録事項証明書の交付　4月1日以降に税務管理グループ（市役所本庁舎2階）、各支所、アクタ西宮ステーションで（市民サービスセンターは不可）。要発行手数料

◆固定資産課税台帳価格の審査申出　4月1日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間に西宮市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。詳しくは西宮市固定資産評価審査委員会事務局（0798・35・3200…税務管理グループ内）へ問合せを

軽自動車税減免の継続申請書 お早めに手続きを

該当者に送付

平成23年度軽自動車税減免の継続申請書を、例年より一カ月早く該当者に送付しました。23年度も減免を継続する人は、申請書を5月31日（必着）までに税務管理グループ（市役所本庁舎2階）に持参か郵送を。各支所への持参も可（アクタ西宮ステーション、市民サービスセンターは不可）。締切間近は大変混み合いますので、なるべく早めに手続きしてください。

なお、車両や身体障害者手帳等の内容に変更がある場合は、税務管理グループ（0798・35・3209）へお問い合わせください。

◆軽自動車税～廃車・譲渡手続きは3月中に　軽自動車や原動機付自転車等をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続きのない場合は、平成23年度も軽自動車税が課税されます。問合せは税務管理グループへ

住宅用地の税負担を軽減

用途変更時は連絡を

居住用家屋の敷地（住宅用地）については、固定資産税・都市計画税が軽減される特例措置があります＝下表参照。

この特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用地として利用されている土地に適用します。

住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

なお、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例は適用しません。ただし、建て替えの場合は要件を満たせば特例を適用しますのでお問い合わせください。

また、この特例に該当する場合、毎年送付する納税通知書の課税明細書に「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税グループ（0798・35・3221）、塩瀬・山口地区は北部税務チーム（0797・61・0048）へ。

《住宅用地の課税標準の特例》

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち一戸あたり200㎡までの部分）	評価額の6分の1	評価額の3分の1
一般住宅用地（住宅用地のうち一戸あたり200㎡を超える部分）	評価額の3分の1	評価額の3分の2

固定資産税を軽減

住宅改修後は申告を忘れずに

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修した場合、固定資産税を軽減します。いずれの工事も改修後3カ月以内に申告を。

種類	要件
耐震改修	次の全ての要件を満たすもの ▷昭和57年1月1日以前に建てられたもの ▷平成18年1月1日～27年12月31日に耐震基準に適合する工事を行ったもの　※バリアフリー改修または省エネ改修による軽減措置との併用不可
バリアフリー改修	次の全ての要件を満たすもの（賃貸住宅を除く）▷平成19年1月1日以前に建てられたもの▷19年4月1日～25年3月31日に工事を行ったもの▷65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人または障害のある人が居住していること▷廊下の拡幅、階段のこうばいの緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、床の段差解消、引き戸等への取り替え、床材の滑り止め化のいずれかの工事をすること
省エネ改修	次の全ての要件を満たすもの ▷平成20年1月1日以前に建てられたもの ▷20年4月1日～25年3月31日に工事を行ったもの ▷①外気と接する窓、②床、③天井、④壁のいずれかを省エネ基準に適合する断熱改修工事をすること。ただし、必ず①を含む工事であること

問合せは資産税グループ（0798・35・3225）、塩瀬・山口地区は北部税務チーム（0797・61・0048）へ。

【要件】左上表のとおり。ただし、工事費の自己負担額が30万円以上のものに限る

◆耐震改修◆

耐震改修した住宅の固定資産税額のうち、2分の1を一定期間分（1年度分～3年度分）軽減します。改修時期により軽減期間が変わります。ただし、1戸あたり120平方㍍相当分に限ります。

◆バリアフリー改修◆

バリアフリー改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり100平方㍍相当分に限ります。

◆省エネ改修◆

省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方㍍相当分に限ります。

3月19・20日 休日納税相談

市は、滞納市税の解消を図るため、督促状・催告書等の送付や電話連絡により早期の収納に努めています。

普段、勤務などの都合で平日に納税相談に来られない人を対象に、3月19・20日に「休日納税相談」を行います。ぜひご利用ください。

問合せは納税グループ（0798・35・3233）へ。

【相談時間・会場】午前9時～午後5時に納税グループ（市役所本庁舎2階）で　※当日は正面玄関から入ってください

広告

OPEN COLLEGE

武庫川女子大学オープンカレッジ

平成23年度春学期のご案内(平成23年4月22日より随時開講)

受付開始日
4月11日(月)から電話で受講申し込み開始
講座によってお申し込み日が変わります。
お届けする講座案内でお確かめください。

受講資格
男女年齢を問いません。
勉学意欲があれば、どなたでも会員になれます。

会員特典
本学の中央図書館が利用できます。
（利用カード発行手数料が必要です）
特別学期期間中（1月～2月）大学の正規の講義を学生とともに無料で受講できます。

国文学・人間学
芸術・外国語
生活文化・健康学
福祉学・現代文明論
多彩な全42講座を開講
まずは資料請求を…

4～11回授業 各6,000円～22,500円
（別途会員登録料3年:3,000円）

講座内容はHPでもご覧いただけます。
URL http://www.mukogawa-u.ac.jp/~opencoll/

随時資料請求 お問い合わせ 受け付けます
TEL.0798-67-1450
月～金 10:00～16:00（土・日・祝日は受け付けておりません。）
ただし 3/19～4/3 除く